

沖縄県立芸術大学エレベーター保守点検業務委託契約書

公立大学法人 沖縄県立芸術大学 理事長 波多野 泉(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)は次の条項に基づき、保守点検業務委託契約を締結する。

(契約対象)

第1条 本契約の対象となる昇降機は、次のとおりとする。

- (1) ロープ式荷物用エレベーター(日立製作所 F-1500-2S45)
4 停止 1 台 美術棟
- (2) 油圧式荷物用エレベーター (日立製作所 HFU-3000-3S3)
4 停止 1 台 附属図書・芸術資料館
- (3) 油圧式乗用エレベーター (日立製作所 HPF-11-C045)
3 停止 1 台 芸術文化研究所
- (4) 油圧式乗用エレベーター (東芝 HPF750-C045-3)
3 停止 1 台 福利厚生棟
- (5) トラクション方式乗用エレベーター(日立製作所 UAR-9-2S45)
3 停止 1 台 一般教育棟
- (6) トラクション方式乗用エレベーター(日立製作所 UAR-9-2S45)
3 停止 1 台 音楽棟
- (7) トラクション方式乗用エレベーター(日立製作所 UAR-9-2S45)
3 停止 1 台 デザイン・中央棟
- (8) トラクション方式乗用エレベーター(日立製作所 UAR-9-2S45)
2 停止 1 台 工芸棟

(契約範囲)

第2条 乙は、別紙業務仕様書に基づく点検を技術員を派遣し前条の昇降機について行う。また、POG点検(注油及び清掃並びに調整、通常消耗品の取替を含む。)を行い、かつ不時の故障の際は直ちに技術員を派遣し点検する。

(除外項目)

第3条 次の各号は、本契約に含まれない。

- (1) 第2条の点検以外の修理・部品取替及びこれに係る建築関係工事
- (2) 諸法規の改正、官公署の命令もしくは要求による設備の改修、または新規附属物追加に係る工事

(点検時間)

第4条 定期点検は、甲の就業時間内に行うものとする。ただし、不時の故障に際し緊急を要する場合は、この限りでない。

(遠隔監視装置)

第5条 乙は、第1条の昇降機を遠隔監視する場合には必要な装置(以下、遠隔監視装置)を甲の昇降機機械室に設置する。

- 2 遠隔監視装置(電話加入権を含む)は乙の所有とし、甲は乙の承諾を得ずしてこれ

を第三者に転貸、譲渡等の処分行為をしない。

- 3 遠隔監視に必要な電話料金は乙の負担とする。
- 4 甲の責に帰すべき事由、またはその意向による遠隔監視装置の修理、取替等に伴う費用は、甲の負担とする。
- 5 甲は、乙の監視サービスに支障を生じる恐れのある事態が発生した場合は、速やかに乙に連絡する。

(遠隔監視装置の撤去)

第6条 次の各号に該当した場合は、乙は甲に対して事前に通知することにより、乙所有の遠隔監視装置を撤去できる。

- (1) 本契約が解約となった場合
- (2) その他撤去するに足る相当な理由があると乙が認めた場合

(契約料金)

第7条 本契約に基づく昇降機に対する契約額は、¥ ーとする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額は、¥ ー)

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 2 契約金額の支払いは、年額¥ ーとする。
- 3 乙は、毎月の業務完了後の翌月に適法な委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。
- 4 甲は、適法な請求書を受領したときは、受領日の翌月末までに委託料を支払うものとする。
- 5 本契約において、契約期間中途に消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議の上、改正後税率に定めるものとする。

(契約保証金)

第8条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を公立大学法人沖縄県立芸術大学契約事務取扱規程第28条第1項第3号により免除することができる。

(契約期間)

第9条 契約期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。

(免責)

第10条 本昇降機のいかなる部分に対しても、これが占有又は管理（防災管理を含む。）に基づく責任は、甲に帰属するものとする。罷業、業務停止、天災事変、不可抗力その他乙の責めによらない事由によって生じた損害及びすべての間接的損害については、乙はその責めを負わない。

(一括下請け禁止)

第11条 乙は業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任、又は請け負わせてはならない。ただし、別紙業務仕様書に記された条件において、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。
- (4) 契約締結後の事情により、委託業務を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (6) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約をしようとする相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (11) 乙が、第5号から第9号までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (12) 翌年度以降において予算の当該金額について減額または削除があった場合。

2 甲は、前項第1号から4号の定めにより、この契約を解除しようとするときは、乙に対し、その旨を2ヶ月前に通知しなければならない。

また、前項第5号から第12号の定めにより、この契約を解除しようとするときはただちに解除できるものとする。

3 甲は、第1項第1号から第3号までの定めにより、当該契約を解除する場合は、違約金として第4条第1項に定める契約金額の100分の10に相当する金額を徴収する。ただし、履行済みの分に相応する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(協議事項)

第13条 本契約に記載のない事項につき疑義の生じた場合は、甲、乙協議の上解決するものとする。

(その他)

第14条 本契約を締結する以前に本昇降機点検についてなされた一切の取決めは、本契約締結と同時にその効力を失う。

本契約締結の証として本書2通を作成して、甲、乙各々捺印の上、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市首里当蔵町1丁目4番地
公立大学法人 沖縄県立芸術大学
理事長 波彗野 泉

乙